

第 1 請求の受付

1 請求人

杉並区 大森正隆

2 請求書の提出

平成11年10月28日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 平成8年3月より杉並中継所を稼働させてから、以前には発生していない大気汚染（いわゆる杉並病）の被害者が、続出している。平成11年3月3日の新聞で被害者300人以上、そして15世帯が転居していると報道。10月17日には、被害減っていないと報道。

イ 平成11年9月14日、杉並区の健康調査委員会が健康被害を認め、区が中継所との相関を認めた。9月28日、杉並区本会議で都知事への一時操業中止の意見書提出を議決した。杉並中継所が杉並病と無関係であるといえない。

ウ 都は、平成8年の杉並病発生以来、杉並中継所等の環境調査を何回もしているが、毎回杉並病と無関係であると発表している。都は杉並病と無関係であることを証明するために、公金を使って調査をしているようだ。我々が疑わしいと考える、杉並中継所地下のホッパー近辺や、地下から地上へ車が出て来る出口と地上の駐車場広場、そして、排気塔の真上等の大気調査をこれまで一度もしていない。一回の調査に100万円から3,000万円近い公金を使っているのに、なぜ上記の場所の調査をしないのか。このような調査をもう止めるべきだ。都は公金をムダに使わないために、そして住民の健康と命を守ることを第一とする行政を行うためにも、一時操業中止によって、杉並中継所が杉並病に関係があるかどうか調査するのが、一番良い方法である。これ以上被害者を増加させてはならないためにも。

エ 都環境基本条例第2条の2、第3条の1、第4条の1、第6条の1、のために公金を使っていない。都は杉並病と無関係であることを証明するために調査し、公金を使っていると考えられる。それは、公金の不正使用である。

(2) 措置要求

ア 杉並中継所の一時操業中止を求める。

イ 平成8年度より、杉並中継所等の環境調査に使った公金105,432,827円の返還及び29,400,000円の支出の差止めを知事に求める。

4 請求の要件審査

請求人が、本件請求で措置要求の対象とした経費を整理すると、次のとおりである。

(1) 東京都杉並中継所（以下「杉並中継所」という。）等に関する環境調査委託経費

(2) 杉並中継所周辺環境問題対策検討委員会開催に伴う委員報酬

上記のうち、(1)については、対象経費の中に、経費支出から請求日までの期間が1年を既に経過しているものが含まれていることから、これらについては監査を実施しないこととした。

また、上記(2)については、当該委員報酬の支出に関する違法性・不当性の具体的かつ客観的な主張がなされていないため、監査を実施しないこととした。

よって、上記(1)の経費のうち、1年の期間制限を徒過していないものについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

下記の環境測定委託による環境調査のうち、杉並中継所に関する部分（以下「本件調査」という。）に関する経費支出を監査対象とした。

(1) 9財経二・契第1799号「中継所及び作業所に係る環境測定委託」（以下「環境測定委託Ⅰ」という。）

(2) 10財経二・契第374号「中継所に係る環境測定委託（外因性内分泌かく乱化学物質等）」（以下「環境測定委託Ⅱ」という。）

(3) 11財経二・契第266号「中継所及び作業所に係る環境測定委託」（以下「環境測定委託Ⅲ」という。）

2 監査対象局

清掃局を監査対象とした。

なお、杉並中継所について、現地調査を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人より、平成11年11月8日に、事実証明書の追加提出があった。

法第242条第5項に定める陳述については、請求人からこれを行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 杉並中継所の概要について

杉並中継所は、小型収集車で集めた不燃ゴミを約2分の1に圧縮し、大型コンテナに積み替えて中間処理施設へ輸送する中継施設であり、ここでは、小型収集車9台分の不燃ゴミを1台のコンテナ車に積み替えている。その概要は、表1のとおりである。

(表1) 杉並中継所の概要

所在地	杉並区井草四丁目15番18号	
敷地面積	9,500.21㎡	
建物	延べ床面積	6,890.31㎡
	構造	管理棟：鉄筋コンクリート造、地上1階・地下1階 中継棟：プレストレストコンクリート造、地上1階・地下2階
主な設備等	ホッパー3基、コンパクター3基、コンテナ移動装置、集塵装置、脱臭装置、排水処理設備、エアカーテン、排気塔、換気塔	
開設年月日	平成8年4月1日 *通産省機械技術研究所跡地の一部を利用し、杉並区立井草森公園に併設して建設。中継棟上部は公園の一部として開放	
中継規模	1日180トン(最大270トン)の不燃ゴミを中継	

(2) 周辺住民の健康不調問題の経緯について

杉並中継所周辺で問題となっている住民の健康不調の経緯の概要は表2のとおりである。

(表2) 経緯

平成8年	4月	・ 杉並中継所稼働、区立井草森公園開園 ・ 杉並区に対し、周辺住民から井草森公園で気分が悪くなった等の訴えがある。
	9月	・ 周辺住民から東京都公害審査会へ調停申請書が提出される（以後平成9年4月まで5回の審査会を実施し、国の公害等調整委員会の原因裁定制度を教示した）。
平成9年	5月	・ 周辺住民から公害等調整委員会に原因裁定申請書が提出される（現在審問継続中）。
平成10年	12月	・ 杉並区が井草森公園周辺環境問題に係る健康調査委員会を設置
平成11年	9月	・ 杉並区の健康調査委員会が調査結果を発表。その際、杉並区は、特定の症状と杉並中継所との関係に一定の相関があると指摘 ・ 杉並区議会が都知事に杉並中継所の一時停止を求める意見書を送付
	11月	・ 環境保全局を事務局として、都が杉並中継所周辺環境問題調査委員会を設置

(3) 本件調査について

ア 支出等の概要

本件調査の支出等の概要は、表3のとおりである。

(表3) 本件調査の支出等の概要

	環境測定委託Ⅰ	環境測定委託Ⅱ	環境測定委託Ⅲ
契約年月日	平成10年4月1日	平成10年7月16日	平成11年6月10日
受託業者	株式会社環境管理センター	株式会社環境管理センター	株式会社環境技術研究所
契約金額	31,500,000円	15,225,000円	29,400,000円
支出金額	31,500,000円	15,225,000円	調査がすべて終了した後 後に支出する予定
支出年月日	平成11年4月19日	平成11年3月29日	

(注) 契約金額及び支出金額には、杉並中継所以外の部分も含む。

イ 調査内容

本件調査における測定地点ごとの調査内容は、表4のとおりである。

(表4) 調査地点ごとの調査内容

測定地点	調査内容		
	環境測定委託Ⅰ	環境測定委託Ⅱ	環境測定委託Ⅲ
排気塔	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン等19物質の定量分析調査 ・臭気濃度調査 (10年5, 8, 11月, 11年2月に実施) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・定性分析調査 (10年5月に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・内分泌かく乱作用を疑われる22物質の定量分析調査 ・内分泌かく乱作用を疑われる19物質の定性分析調査 (10年8月に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン等30物質の定量分析調査 ・臭気濃度調査 (11年6, 8, 11月, 12年2月に実施) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・定性分析調査 (11年11月に実施)
換気塔	同上	同上	同上
敷地境界	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン等19物質の定量分析調査 ・臭気濃度調査 (10年5, 8, 11月, 11年2月に実施)	—————	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気濃度調査 (11年6, 8, 11月, 12年2月に実施)
周辺3地点	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン等19物質の定量分析調査 (10年5月に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン等19物質の定量分析調査 ・内分泌かく乱作用を疑われる22物質の定量分析調査 ・内分泌かく乱作用を疑われる19物質の定性分析調査 (10年8月に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン等30物質の定量分析調査 (11年6月に実施) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・定性分析調査 (11年11月に実施)
比較対照地点	—————	同上	同上

(注)・定量分析とは、空気中に含まれる各物質の量を調べることをいう。

・定性分析とは、空気中にどのような物質が含まれているかを調べることをいう。

・周辺3地点とは、杉並中継所の排気の影響の有無を調査するために選定した、

中継所周辺（南、東北東、北西）約200mの地点をいう。

- ・比較対照地点とは、杉並中継所の排気の影響がないと考えられる地点で、中継所の道路条件などの地域環境等が類似している地点を選んだものである。
- ・上表の排気調査のほか、環境測定委託Ⅰでは排水、汚泥調査を、環境測定委託Ⅲでは排水調査を実施している。

2 監査対象局の説明

(1) 杉並中継所に関する環境調査の経緯及び意義について

清掃局では、平成8年4月の杉並中継所の稼働後、周辺住民からのどの痛み、目の異状、湿しんなど身体の不調等の訴えが杉並区に寄せられたのを受け、同年7月に杉並中継所の排気に関する調査を行った。

その後、清掃局では、杉並中継所を管理運営する立場から、中継所の排気の調査を年4回定期的実施し、調査内容は次のように充実させてきた。

ア 平成10年5月に、杉並中継所の稼働時と非稼働時との比較調査及び周辺地点の大気の調査を新たに実施した。周辺地点の調査は、その後も定期的に行っている。

イ 同年8月には、内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）に関する調査を新たに実施するとともに、比較対照地点での大気の調査を開始した。

ウ 平成11年6月の調査からは、排気調査の定量分析項目を、これまで実施してきた19物質に、化学物質過敏症の原因と疑われる物質など11物質を新たに加え、調査対象を30物質に拡大した。

これまでのところ、いずれの調査においても、測定結果が東京都公害防止条例（昭和44年東京都条例第97号）等に定める基準を下回っており、また、基準値のない物質についても、大気の希釈・拡散効果を考慮すると、排出源として特に問題となる濃度レベルではないという結果となっている。

一方、周辺住民の訴える健康不調の原因については依然として不明である。このため、清掃局では、排気に含まれる物質について定期的な調査を継続するとともに、そのデータ蓄積を図っているものであり、これらの調査結果はすべて公表し、調査研究への活用のために国等の関係機関に提供するとともに、国の公害等調整委員会の審理に資するための証拠として提出している。したがって、周辺住民の健康被害が杉並中継所と無関係であることを証明するために調査を実施しているわけではない。

(2) 測定箇所を選定の妥当性について

本件調査において、調査のための空気を採取している地点は、排気塔、換気塔、敷地境界、中継所の周辺3地点及び比較対照地点である。

排気塔及び換気塔で空気を採取しているのは、中継所内の空気がすべてダクトにより吸気され、この両地点から排出されているためである。なお、中継所内のホッパー内及びコンパクター圧縮装置近辺の空気は、吸気ダクトから集じん・脱臭装置に送られて処理された上、排気塔から排出され、その他の空気は換気塔から排出される。

敷地境界及び周辺3地点での採取は、排気塔及び換気塔から出た排気が周辺に及ぼす影響の調査を目的としたものである。

比較対照地点での調査は、杉並中継所の影響がなく、中継所と類似する地域環境を有する地点の大気の状態を見ることにより、中継所周辺に中継所そのものの影響が見られるかどうかを確認するためのものである。

なお、請求人は、ホッパー近辺、排気塔の真上、地上へ車両が出てくる出口及び地上の駐車場広場における調査の必要性を主張するが、清掃局としては、次の理由から本件調査での測定地点の選定は妥当なものとする。

ア ホッパー近辺

ホッパー近辺の空気は、吸気ダクトから吸い込まれ、最終的には排気塔又は換気塔から排出されるものである。また、ホッパー近辺はダクトによる吸気のため外部に対して負圧となっており、地下1階の収集車が入り出る箇所にはエアカーテンが設置されている。このため、ホッパー近辺の空気は、排気塔及び換気塔以外の場所から直接外部に放出されない構造となっている。

イ 排気塔の真上

排気塔の排気の計測には、排気口下部の点検口を使用しており、排気塔の真上では空気を採取していないが、同点検口の空気は、集塵・脱臭装置による処理がなされた後のものであり、そこから排気塔の出口までは何らの処理も行っていないため、排気塔から出る排気と同様のものである。

ウ 車両の出口

杉並中継所内の空気は、排気塔又は換気塔から排出されるものであり、車両の出入り口には中継所内の空気の影響はない。また、不燃ゴミを積載したコンテナ車は密閉されているため、不燃ゴミの臭気等が空气中に漏れて外気に大きな影響を与えることも考えられない。

エ 駐車場

地上の駐車場は、点検業者が主に使用しており、使用頻度は多くない。また、収集車、コンテナ車は通常駐車しているわけではない。

(3) 杉並中継所の操業について

これまでの環境調査結果からは、住民の健康被害に結びつくデータは確認されておらず、杉並中継所と周辺住民の健康不調との間に因果関係があるとは考えられない。また、中継所は、小型収集車9台で運ぶ不燃ゴミを1台のコンテナ車に積み替える施設であり、都内を通行する清掃車両台数の抑制による自動車公害の緩和と、ごみ収集作業の効率化という重要な役割を果たしている。したがって、現在、杉並中継所の操業を停止する考えはない。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、本件調査に関する経費支出が、周辺住民の健康被害と杉並中継所が無関係であること証明するために行われる違法・不当なものであり、その根拠として、①ホッパー近辺、②排気塔の真上、③地下から地上へ車が出て来る出口、④地上の駐車場広場の4地点（以下「請求人が示す地点」という。）において測定を行っていないことを主張しているものと認められる。

本件調査は、杉並中継所の排気が外部環境に及ぼす影響を調査することを目的としているので、本件調査の違法性・不当性を判断するに当たっては、以下の2点を検証する必要がある。

ア 本件調査の調査地点が妥当か否か。

イ 請求人が示す地点での測定が必要不可欠であるか否か。

そこで、以下これらの点について、次のように判断する。

(1) 本件調査の調査地点の妥当性について

本件調査では、排気塔、換気塔、敷地境界、周辺3地点及び比較対照地点において空気を採取し、測定及び分析を行っている。

これらの調査地点の妥当性を判断するに当たっては、杉並中継所の排気がどのように外部環境に影響を与えているかをみる必要がある。そこで、杉並中継所

の現地調査を実施し、次のことを確認した。

ア 中継所に搬入された不燃ゴミは、地下1階のホッパーに投入され、コンパクター圧縮装置に送られた後、約2分の1に圧縮され、コンテナに積み込まれること。

イ ホッパー内部及びコンパクター圧縮装置近辺の空気は、粉じんの拡散を防いだ上で、吸気ダクトから吸い込まれ、集じん装置及び脱臭装置へと送られて処理された後、排気塔から排出されること。

ウ 上記イ以外の地点の空気については、別の吸気ダクトを経て換気塔から排出されており、特に粉じんの影響が考えられるホッパー近辺等の空気については、集じん・脱臭装置によって処理されていること。

エ 収集車の搬出入路にはエアカーテンがあり、また、ダクトの吸気により中継所内の空気の流れが内側に向かっていることから、ホッパー近辺の空気が収集車の搬出入路からは外部に流出しない構造となっていること。

オ 不燃ゴミを積み込むコンテナは、内部のゴミの飛散や臭気漏れがないよう、密閉構造となっていること。

これらのことから、杉並中継所内の空気は、排気塔及び換気塔を通して外部に排出される仕組みとなっていることが認められる。

したがって、排気塔と換気塔からの排気の採取は、中継所の外部環境への影響を調査するためには欠かせないものと認めることができる。なお、排気塔の排気については、排気塔の出口ではなく、排気塔下部の点検口から採取しているものであるが、点検口から先は何らの処理もされていないため、点検口では、排気塔出口からの排気と同様の空気を採取できると考えられる。

また、監査対象局の行う敷地境界や周辺地点における調査は、中継所の排気が周辺に拡散した後の影響を調査するものであり、比較対照地点での調査は、逆に中継所の影響のない地点での調査を並行して行うことにより、中継所そのものの影響を明らかにすることを目的としている。

したがって、いずれの地点での調査も、杉並中継所の排気が外部環境へ与える影響を調べるという目的にかなったものであり、妥当性があるといえる。

(2) 請求人が示す地点での測定の必要不可欠性について

請求人の示す地点での測定が必要不可欠であるといえるためには、中継所の構造からみて、同地点の空気が外部環境に直接影響を及ぼすものであること、あるいは、同地点が杉並中継所からの排気の影響を強く受けるものであることが要件となるものである。また、このような要件を満たす地点であっても、本件調査の調査地点に

おける測定をもって代えることができれば、同地点での測定は不可欠ではないといえる。

現地調査により確認したとおり、杉並中継所内の空気は、排気塔及び換気塔を通して排出される構造になっている。この点を踏まえて、請求人が示す地点での測定の必要不可欠性を検証すると、次のとおりとなる。

ア 中継所内のホッパー近辺の空気は、不燃ゴミによる粉じん等の影響があるものの、この大気がそのまま外部に影響を与える仕組みにはなっていないため、同地点の空気の測定は、調査目的上必要ではないと考えられる。

イ 排気塔の真上は、排気塔の出口からの排気が外部環境に直接影響を及ぼすと認められる地点ではあるが、上記(1)のとおり、排気塔下部の点検口でも排気塔出口と同様の空気を採取できると認められるため、同地点の空気を採取することが不可欠であるとはいえない。

ウ 車の出口や駐車場広場は、排気塔及び換気塔からの排気の影響を直接受ける場所とはいえない。また、運搬する不燃ゴミの臭気漏れ等がないよう、コンテナが密閉構造になっていることから、車両の通過等による影響を考慮した調査の必要性も認められない。

以上から、杉並中継所の排気調査を行うに当たり、請求人が示す地点で測定を行うことが必要不可欠であるということとはできない。

よって、請求人が示す地点で測定を行わないことを根拠に、本件調査に関する経費支出を違法・不当とする請求人の主張には、理由がないものと認める。

資料（東京都職員措置請求書等）

東京都杉並中継所等に関する東京都職員措置請求書

一、請求の趣旨

1. 杉並中継所の一時操業中止を求める。
2. 平成8年度より、杉並中継所等の環境調査に使った公金105,432,827円の返還及び29,400,000円の支出を差し止めを知事に求める。

二、請求の理由

1. 平成8年3月より杉並中継所を稼働させてから、以前には発生していない大気汚染（いわゆる杉並病）の被害者が、続出している。平成11年3月3日の新聞で被害者300人以上、そして15世帯が転居していると報道。10月17日には、被害減っていないと報道。
2. 平成11年9月14日、杉並区の健康調査委員会が健康被害を認め、区が中継所との相関を認めた。9月28日、杉並区本会議で都知事への一時操業中止の意見書提出を議決した。（別紙1）
杉並中継所が杉並病と無関係であると、言えない。
3. 都は、平成8年の杉並病発生以来、杉並中継所等の環境調査を何回もしているが、毎回杉並病と無関係であると発表している。都は杉並病と無関係であることを証明するために、公金を使って調査をしているようだ。我々が疑わしいと考える、杉並中継所地下のホッパー近辺や、地下から地上へ車が出て来る出口と地上の駐車場広場、そして、排気塔の真上等の大気調査をこれまで一度もしていない。一回の調査に百万円から3千万円近い公金を使っているのに、なぜ上記の場所の調査をしないのか。このような調査をもう止めるべきだ。都は公金をムダに使わないために、そして住民の健康と命を守ることを第一とする行政を行うためにも、一時操業中止によって、杉並中継所が杉並病に関係があるかどうか調査するのが、一番良い方法である。これ以上被害者を増加させてはならないためにも。
4. 都環境基本条例第2条の2、第3条の1、第4条の1、第6条の1、のために公金を使っていない。都は杉並病と無関係であることを証明するために調査し、公金を使っていると考えられる。それは、公金の不正使用である。
よって、都知事に公金105,432,827円の返還及び29,400,000円の支出の差し止めを求める。（別紙2 3-①、②、③）

(以上、原文のまま掲載)

請求人

公害杉並病被害者の会、杉並行革の会

代表 大 森 正 隆

上記地方自治法第42条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

平成11年10月28日 東京都監査委員殿

事 実 証 明 書

- ① 杉並区議会議長から東京都知事に宛てた「杉並中継所の操業の一時停止を求める意見書」
- ② 東京都環境基本条例の抜粋
- ③ 公文書一部開示決定通知書及び公文書開示決定通知書（11清作作第338号）
- ④ 新聞記事の写し
 - ・平成9年6月24日付け毎日新聞
 - ・平成10年4月23日付け朝日新聞
 - ・平成11年3月3日付け読売新聞
 - ・平成11年3月19日付け東京新聞
 - ・平成11年9月15日付け産経新聞
 - ・平成11年9月15日付け東京新聞
 - ・平成11年9月26日付け東京新聞
 - ・平成11年10月17日付け東京新聞
- ⑤ 1999年12月号「財界展望」記事の写し
- ⑥ 清掃局職員記述による「ホッパー近辺等の調査を行わない理由書」
- ⑦ 上記⑤、⑥に関する請求人の説明書

